

# 情報普及活用小委員会報告書 「特許情報のさらなる活用に向けて」 概要 (案)

平成28年3月 産業構造審議会 知的財産分科会 情報普及活用小委員会



#### 開催経緯

第1回小委員会 平成27年9月10日

議事 ①本小委員会の設置について

②特許情報の普及活用施策の現状と課題について

第2回小委員会 平成27年12月21日

議事 ①特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方

②法的検討も要する公報のあり方

③中小企業への情報普及施策のあり方

第3回小委員会 平成28年3月3日

議事 ①情報普及活用小委員会報告書「特許情報のさらなる活用に向けて」 (案)について

#### 委員名簿

石井 夏生利 筑波大学図書館メディア系 准教授

井上 二三夫 日本知的財産協会副理事長

シスメックス株式会社 研究開発企画本部 副本部長

兼 研究開発企画本部 知的財産部長

上野 達弘 早稲田大学大学院法務研究科 教授

釘宮 悦子 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・

相談員協会 理事 · 広報委員長

委員長 後藤 晃 政策研究大学院大学 教授

鈴木 將文 名古屋大学大学院法学研究科 教授

高野 誠司 NRIサイバーパテント株式会社 代表取締役社長

仲田 正利 日本パテントデータサービス株式会社

代表取締役社長

南部 朋子 弁護士知財ネット

弁護士法人リバーシティ法律事務所 弁護士

萩野 源次郎 日本商工会議所 大和合金株式会社 代表取締役社長

本多 敬子 日本弁理士会 本多国際特許事務所 弁理士

#### 論点

- I 特許庁又はINPITが運営する公的な特許情報提供サービスのあり方
- II 法的検討も要する公報のあり方
- III 中小企業への情報普及施策のあり方

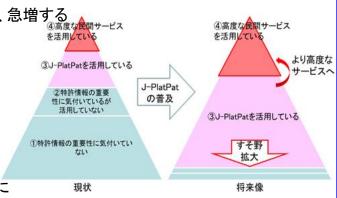
## 特許庁又はINPITが運営する 公的な特許情報提供サービスのあり方



#### 背景

- ▶我が国ユーザーの知財活動のグローバル化に伴い、急増する 世界の特許文献への対応に対するニーズの高まり。 40高度な間サービス
- >機械翻訳技術の向上などを始め、ITの大きな進展。
- ▶国が産業財産権に関するインフラを整備し、我が国ユーザーに広く迅速に情報を提供するために必要な施策を講じていくことが求められている。
- ▶急増する世界の特許情報にも対応した公的な 特許情報に関するインフラの整備が求められている。

特許情報を利用することができる環境を整備し、研究開発等を一層促進することが求められている。



#### 基本的な考え方

- ▶グローバル化の動きに十分対応しつつ、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、中小企業、個人なども含む我が国ユーザーの要望などを十分に踏まえた上で、我が国ユーザーが享受するサービスの質が全体として世界最高水準となるように特許情報サービスを提供していき、特許情報を広く普及していくための基盤を引き続き整備していくべき。
- ▶国は、保有する正確で基本的な一次情報を無料で提供していくことを原則としつつ、急増する世界の特許情報にも対応する観点から公報や要約について、保有する翻訳文等を提供していくことを通じて、民間事業者が高い付加価値を付けたサービスを提供していくための環境を整備し、我が国ユーザーによる一層高度な特許情報の利用を促していくべきである。

#### 

# 1. 出願情報・権利情報の確認のためのサービス

中小企業等を含む我が国ユーザーの研究開発等を促進していくために、急増する世界の特許文献等の検索など、特許情報へのアクセス時の我が国ユーザーの負担を軽減していくべき。

- ①特許庁内の審査官向けDBに蓄積した文献を (著作権等の制約のない範囲で)外部提供
- ②中小企業等の関心の高い国・機関の文献を中 心にDBを整備
- ③海外の特許文献等について、機械翻訳を活用し つつ、日本語でアクセスできる環境を整備
- ④我が国ユーザーの検索負担が海外のユーザーよりも大きなものとならないように、ITの進展、海外庁のサービスの状況、民間事業者のサービスの状況、ユーザーの要望などを総合的に考慮しつつ、基本的な機能を整備。
- ⑤公的な特許情報サービスに関する今後の計画 を事前に広く周知。

# 2. 世界最速・最高品質の審査結果 の発信のためのサービス

我が国ユーザーが海外で円滑に権利を取得できるように、我が国の世界最速・最高品質の審査結果を海外庁の審査官等が参酌しやすい環境を整備していくべき。

- ①海外庁の審査結果も一括して表示する環境を構築するとともに、審査書類のみではなく、審査結果を理解するために必要な情報(引用文献、法律、審査基準等)も提供するなど、新興国も含めた海外庁の審査官等が我が国の審査結果を参照しやすくするために必要な機能を積極的に搭載していくべき。
- ②海外庁の審査官等が我が国の審査結果(審査 書類+引用文献等)を参照しやすいよう機械 翻訳の取組を強化し、高精度な機械翻訳文を 提供することにより、我が国の審査結果の利 用を促進していくべき。

## Ⅱ 法的検討も要する公報のあり方



#### 背景

- ▶ 公報においては、出願や権利に関して必要な事項を一般公衆に提供。氏名、住所等の個人情報についても独占的排他権である産業財産権の権利主体の所在を特定する等の視点から法制定時から掲載。

| 発行媒体<br>の変遷<br>公報名称<br>特許・<br>実用新案公報 | 紙<br>(特)<br>明治22年~<br>(実) | CD-ROM<br><b>行</b><br>平成6年1月~ | DVD-ROM<br><b>移</b><br>平成16年7月~ | インターネット<br>す<br>平成27年4月~ |
|--------------------------------------|---------------------------|-------------------------------|---------------------------------|--------------------------|
| 公開公報                                 | 明治38年~<br>昭和46年~          | 平成5年1月~                       | 平成16年1月~                        | 平成27年4月~                 |

#### 基本的な考え方

- ▶ 1. 公報における住所掲載、2. 公報における情報提供の検討にあたっては、「(公報として情報提供する)必要性と法律上の意義(国際ルールを含む。)」、「情報を活用するユーザーの利便性の確保」、「(インターネットの普及に伴い)情報へのアクセスが容易になったことによる弊害」などの視点を踏まえるべき。
- 法的な手当が必要な内容も含まれるが、対応可能なものから順次実現に向けた措置を講じていくべき。

# 1. 公報における住所掲載のあり方

|<u>個人情報の保護を強化する必要性</u>が高 |まっていることに鑑み、<u>公報に掲載す</u> |る住所を概略化すべき。

- ①概略表記の対象 公報に掲載される<u>個人の住所のみを</u> 対象として公報における住所表記の概 略化を実施。
- ②住所の概略表記方法 具体的な表記方法は個人情報保護の 視点のほか、情報の利用実態も勘案し 決定。その際、「出願人・権利者」と「発 明者等の公報に住所が掲載される他の 主体」とは住所の概略表記の際の情報 量を異ならせることも検討。
- ③概略表記に伴う関連施策の強化 ライセンス等の権利活用を促進するため、住所概略化に伴い、<u>権利の活用に</u> 関連する施策の周知活動強化や利用 に向けた利便性向上策を検討。

# 2. 公報における情報提供のあり方

|<u>今後、公報として発行すべき情報を特許</u> |<u>庁で精査</u>すべき。

- ➤ 公報として提供する情報を時代に即したものに精査。精査にあたっては、法的必要性を含めて公報として発行されている情報の今日的な意義、法的効果、利用実態などを分析した上で、検討。
- ▶ ユーザーに提供する必要な情報量は低 減しないことが原則。利便性や柔軟性 の高い手法で迅速に情報提供。

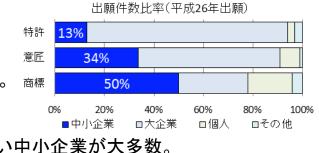
| 法 | 公開系<br>公報       | 登録系<br>公報 | その他の公報                          |
|---|-----------------|-----------|---------------------------------|
| 特 | 公開公報            | 特許公報      | 審決公報<br>審査請求リスト                 |
| 実 | 登録実用新案公報        |           | 番鱼調塞リスト<br>拒絶査定、出願放棄・           |
| 意 | _               | 意匠公報      | 取下・却下リスト(特<br>許及び商標)            |
| 商 | 公開・公開国<br>際商標公報 | 商標公報      | 前 (基本) 前 (表 ) 前標 目録<br>公 示号 等 3 |

## III 中小企業への情報普及施策のあり方



### 背景

- ▶中小企業の特許出願は、 出願件数でみれば約13%であり、 知的財産制度の意義や知的財産権の重要性 についての多くの中小企業の認識はまだ低調。
- ▶ 特許情報についても、中小企業では 十分活用できていない現状あり。
- ①特許情報の経営上の重要性に気付いていない中小企業が大多数。
- ②重要性に気付いていても具体的な活用方法や手法を不知。
- ③積極的に活用している企業でも、外国特許情報の活用に関する知識は不十分。



#### 基本的な考え方

- ▶ 地域の活性化に大きな役割を果たす中小企業に対し、知的財産への関心度にも配慮しつつ、特許情報の活用の重要性について中小企業の理解を一層深めるための施策を、「官民の連携を更に強化」して、「普及」と「支援」を両輪として講じるべき。
- ▶ <u>中小企業支援策全般と一体的な取組</u>が重要。

#### 

#### 1. 普及活動の強化

「特許情報の重要性に気付いていない中 小企業」と「既に特許情報を活用している 中小企業」を主たるターゲットとした、<u>効率</u> 的かつ効果的な普及活動強化。

- ①特許情報の重要性に気付いてもらうための普及活動強化
  - ・分かりやすい普及ツールの充実
  - ・普及手法の工夫(意匠・商標情報の活用、 金融機関に対するアプローチ等)
  - ・知財制度そのものの普及との一体化
- ②海外関係情報へのアクセス方法の普及 活動を強化
  - ・海外情報へのアクセス方法の紹介や 個別支援の実施

#### 2. 支援施策の拡充

「特許情報の重要性に気付いているが活 用していない中小企業」に対する、<u>はじめ</u> ての特許情報の利用を促すための効果的 な支援策強化。

- ①J-PlatPat等の講習会や個別説明会等を一層充実。
- ②「中小企業等特許情報分析活用支援」 の一層の利用促進に向けて、支援内容 及び支援対象の拡充。
- ③海外の特許情報に関する支援策の強化 (中小企業が諸外国の特許情報に対して容易 かつ安価にアクセスできる基盤整備、アクセス 方法や活用方法支援。)